

1・6 経済安全保障推進法

1・6・1 経済安全保障推進法

(1) 法律設立の背景

岸田首相は2021年10月の就任以降、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することを重要課題のひとつとし、同月、岸田内閣において、経済安全保障担当大臣を置いた。

11月には、第1回経済安全保障推進会議を開催し、内閣官房に経済安全保障法制準備室が設置されるとともに、同月から2022年2月にかけて、同推進会議において立ち上げることとされた経済安全保障法制に関する有識者会議が開催され、分野別検討会合を含め、あわせて16回の会合で議論が重ねられた後、経済安全保障法制に関する提言が提出された。

これを踏まえた「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」は、2022年5月11日に成立し、同月18日に公布された。また、同法に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」が2022年9月30日に閣議決定された。

(2) 法律の概要等

政府は、安全保障の確保に関する経済施策として、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開に関する4つの制度を創設。なお、外航海運に関連する制度は上記①および②となった。

①「重要物資の安定的な供給の確保に関する制度」については、Ⅰ．重要性、Ⅱ．外部依存性、Ⅲ．外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、Ⅳ．本制度により措置を講ずる必要性の4つの要件を全て満たすものを「特定重要物資」とし、2022年12月に、船舶の部品を含む11物資*が指定された。

*11物資：

抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品*。
2024年2月には先端電子部品（コンデンサー及びろ波器）が追加され12物資となった。また、既に指定されている重要鉱物の鉱種にウランが追加された。

*船舶の部品：

船舶の動力として不可欠な、①船舶用機関（主機エンジン及びその部分品であるクランクシャフト）、②推進器（プロペラ）、③船舶の航行の安全確保に不可欠な航海用具（ソナー）

また、②「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度」は事業者が役務提供に必要な重要設備の導入等の前に、サイバー攻撃に繋がるような海外部品の利用や海外保守業者の関与がないかを政府が審査、必要に応じ改善勧告・命令を行うことが盛り込まれており、外航海運は対象14業種*に含まれた。

その後、名古屋港内のコンテナターミナルを管理するシステムが2023年7月にサイバー攻撃によりトレーラーによるコンテナの搬出入作業ができなくなったことを受け、2024年5月17日に新たな対象業種として港湾運送分野を追加する改正法が公布された。なお、当該改正法は公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされているが、2025年2月末月時点で施行されていない。

*対象15業種：

電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物（輸送）、港湾運送、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード

同制度については、2023年8月9日に、制度の対象事業者（特定社会基盤事業者）や対象設備（特定重要設備）の基準に関する政省令が公布され、外航海運については、以下のとおり定められ、日本郵船株式会社、株式会社商船三井、川崎汽船株式会社が11月16日に指定、11月17日に公示された。

特定社会基盤事業者：以下2点を満たす事業者

- 本邦の港と本邦以外の地域の港との間の、前年における貨物輸送量の合計のうち、占める輸送割合が10パーセント以上であること。
- 本邦の港と本邦以外の地域の港との間の貨物輸送事業を行う全事業者が運航する全隻数のうち、占める運航船舶の割合が10パーセント以上であること。

特定重要設備：

貨物の形状、貨物の積卸しの順序その他の事情を総合的に勘案して、船内における貨物の配置計画を一元的に作成する機能を有する情報処理システム。

(3) 法律の施行

経済安全保障推進法は、公布から6月以内～2年以内に段階的に施行することとされており、2022年9月には、全体の基本方針と ①重要物資の安定的な供給の確保、③先端的な重要技術の開発支援の両制度に関する基本指針を閣議決定した。

その後、①重要物資の安定的な供給の確保については上述の通り、特定重要物資の指定等を行い、③先端的な重要技術の開発支援については、制度の運用を開始している。

また、2023年4月には、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、④特許出願の非公開の両制度に関する基本指針を閣議決定し、2024年4月に制度の運用を開始した。

1・6・2 当協会の対応

2024年9月には、外航海運分野の特定社会基盤事業者に指定された3社に対し、内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室より個別の説明が行われ、海事局とともに当協会事務局も同席した。

以上